

(様式2)

計画作成年度	平成29年度
計画変更年度	令和元年度
計画主体	静岡県裾野市

裾野市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 裾野市産業部農林振興課
所在地 〒410-1192 静岡県裾野市佐野1059番地
電話番号 055-995-1823
FAX番号 055-995-1864
メールアドレス nourin@city.susono.shizuoka.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン
計画期間	平成30年度～令和2年度
対象地域	裾野市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
ニホンジカ	稲	60	240
	野菜	44	156
	その他(芝)	714	460
	小計	818	856
イノシシ	稲	39	270
	野菜	43	86
	いも類	60	168
	その他(芝)	15	31
	小計	157	555
ニホンザル	野菜	28	86
ハクビシン	野菜	7	14
合計		1,010	1,511

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

裾野市内における鳥獣被害で主なものは、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシンによるものであり、農作物の食害、田畑や山林の掘り起こし、踏み荒し等の被害が見られる。（農作物以外でも、別荘地や集落への出没、花壇花の食害、踏み荒し被害が頻発しており、農家だけの問題にとどまるものではない。）

また、市内には別荘地やゴルフ場、行楽施設、国有林、鳥獣保護区、演習場などが散在しており、対策を取りにくくしている一因となっている。

① ニホンジカ

ニホンジカにおいては愛鷹山から富士山南麓側にかけての一角で、年間を通じて農作物の食害・踏み荒し被害がある。（農作物以外の深刻な問題として、車両との衝突による交通事故がある。裾野市猟友会に委託している事故死体（シカ等の大型獣）の処理数だけでも、直近の3年間で、平成26年度が60頭、平成27年度

が54頭、平成28年度が71頭であり、多発傾向にある。その大半が夕方から翌朝にかけての国道469号以北で発生している。)

須山から十里木(別荘地)一帯にかけては年間を通じて出没し、庭の草花や稲、そば、野菜類等の食害が深刻になっている。夕方以降から翌朝にかけて、周辺の遊園地、ゴルフ場、クレー射撃場などの開けた場所では多数の群れとなっていることも多い。

富岡地区・西地区の愛鷹山側でも雑穀、野菜類の食害が発生している。葛山・千福・千福が丘・大畑・富沢など、より南側の集落でも継続して農作物の食害があり、これ以上の被害の拡大が懸念される。

市内東側(箱根山側)では、ニホンジカは箱根山の比較的標高の高い地域を中心に生息していると見られ、比較的被害は少ないものの、近年は集落近くでも目撃・被害情報が寄せられている。生息域が徐々に集落に近づいている傾向が見られるため、今後の動向に注意を要する。

② イノシシ

市内全域(東側の箱根山麓、西側の愛鷹山麓一帯)に生息しており、タケノコやイモ類などを中心とした野菜の食害のほか、田畑の踏み荒し被害が深刻になっている。

農業者は高齢者が多く、経営規模も自給的・小規模のものが大半であり、費用対効果や労力の関係で防護柵等の自衛手段がとられていない農地が多い。(農作物以外では、ゴルフ場のコース芝生が掘り起こされる被害が度々発生しており、大きな損害を及ぼしている。)

③ ニホンザル

市内西側の愛鷹山麓にはもともと野生ザルが生息しており、富岡地区・西地区の愛鷹山に近い集落は緩衝地帯がほとんどないこともあり、日常生活の中で頻繁に目撃されている。離れザルが市の中心部に出没することも珍しくない。

目撃情報などから10頭~15頭程度の中小規模の群れが複数存在していると見られ、野菜・果物の食害が多い。(農作物以外では、民家への侵入住民への威嚇等の生活環境被害を与えている。)千福や葛山付近に出没する群れは、近くの佐野川に沿って移動している様子も伺える。

また、東地区・深良地区の箱根山側でもたびたび目撃情報が上がっており、活動範囲が市内全域へ及んでいる。

④ ハクビシン

農作物の被害額として把握しているものは少ないが、市内全域で出没情報があり、あわせて被害防止に努める必要がある。(農作物以外では、春先ごろから民家の屋根裏への侵入による生活環境被害(糞害等)が見受けられる。)

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成 28 年度）		目標値（令和 2 年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （a）	被害金額 （千円）	被害面積 （a）
ニホンジカ	856	818	727	695
イノシシ	555	157	472	133
ニホンザル	86	28	73	24
ハクビシン	14	7	12	6
計	1,511	1,010	1,284	858

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>裾野市猟友会に有害鳥獣捕獲隊員を選抜してもらい、銃による有害鳥獣捕獲活動を実施し、市からも補助金を支出している。裾野市猟友会に委託した事業は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害獣捕獲先発隊委託（サルの追い払い、捕獲、情報収集等） ・有害鳥獣パトロール委託 ・死亡鳥獣処理委託（シカ等の交通事故処理） <p>離れザルや小動物については、市の担当職員が箱わなを設置し対応している。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊について、平成 29 年度当初の設置に向けて取り組んだ。</p>	<p>現在の有害鳥獣捕獲の担い手は裾野市猟友会であり、銃猟を中心としているが、会員の減少・高齢化が進んでおり、銃所持者の減少も進むと想定される。</p> <p>また、富士山麓側は市域が狭いことや自衛隊演習場内での捕獲が制限されていることから、追い込みを行っても、演習場や別荘地、鳥獣保護区等へ逃げ込まれてしまうケースが多い。このため、追い込みが必要ない捕獲手法・捕獲効率の良い捕獲手法を検討していく。</p> <p>実施隊活動を円滑に行っていかななくてはならない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>市では、予算の範囲内で農家が自己防衛のために設置する防護柵の原材料にかかる経費の一部（原材料費にかかる経費の 1/2、上限 45,000 円）を補助している。</p> <p>平成 28 年度の申請件数は 13 件、補助金合計額は 466,000 円。総延長 2,825m（電気柵のみ）</p>	<p>市内では高齢の農業者が多く、小規模、自給的農家が大半であることから、経費や労力のかかる防護柵の設置が進まず、自衛策を講じずに猟友会の有害鳥獣捕獲に頼る傾向が見られる。</p> <p>防護柵についても農家個人の自衛手段にとどまり、集落や地域ぐるみ</p>

	で検討するまでに至っていない。
--	-----------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・裾野市猟友会に支出している補助金（育成費・有害鳥獣捕獲費）及び委託事業は継続し、引き続き有害捕獲の担い手組織を支援していくが、限られた予算を有効に活用できるよう、内容面で充実させていく。
- ・有害鳥獣捕獲活動については、富士山南麓地域及び東部地域の市町との連携を図りながら効率的に実施する。
- ・わな免許の取得促進、及びわなによる捕獲活動の推進を図る。
- ・防護柵の設置においては、市の補助が浸透してきており、補助件数は年々増加傾向にある。これからも、補助金の周知を行い、鳥獣被害に対し、先ずは農家が自主的に防衛していくよう働きかける。
- ・裾野市鳥獣被害対策実施隊は、捕獲活動の事前調査、箱わなによる捕獲、猟友会への捕獲要請、地区での講習会・勉強会の開催、担い手育成、緊急出動（サル・クマ）、パトロール等を行う。
- ・これらの生息環境対策、予防対策及び捕獲対策による被害防止対策を講じることにより、対象鳥獣の平成28年度における農林産物の被害現状値（被害面積1,010a、被害金額1,511千円）に対して、令和2年度の被害目標値を15%減に設定し、被害面積858a、被害金額1,284千円とする。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊が被害現地調査及び聞き取り調査を行い、有害鳥獣生息地を特定し箱わなによる捕獲を実施する。併せて裾野市猟友会（市内5分会で構成）へ情報を提供し、各分会長を通じ、有害鳥獣捕獲隊を選抜してもらい、市や地域住民の要請に応じ、有害鳥獣捕獲許可申請の手続きを行って銃による捕獲活動を実施する。毎年の選抜者数は40名前後である。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H30	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシ	① 近隣市町との連携による一斉捕獲の推進(わなの活用推進) ② 作物の収穫残さ、放任果樹等の適正な処理 ③ 防護柵の設置検討・促進 ④ わな免許及び静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー資格取得を推進する。 ⑤ 鳥獣害対策の勉強会・講習会等により、地域住民に鳥獣害対策の必要性を理解してもらう。
R1	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシ	① 近隣市町との連携による一斉捕獲の推進(わなの活用推進) ② 作物の収穫残さ、放任果樹等の適正な処理 ③ 防護柵の設置検討・促進 ④ わな免許及び静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー資格取得を推進する。 ⑤ 鳥獣害対策の勉強会・講習会等により、地域住民に鳥獣害対策の必要性を理解してもらう。
R2	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシ	① 近隣市町との連携による一斉捕獲の推進(わなの活用推進) ② 作物の収穫残さ、放任果樹等の適正な処理 ③ 防護柵の設置検討・促進 ④ わな免許及び静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー資格取得を推進する。 ⑤ 鳥獣害対策の勉強会・講習会等により、地域住民に鳥獣害対策の必要性を理解してもらう。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
裾野市における直近5年間の対象鳥獣の有害捕獲数は次のとおりであり、これら過去の有害捕獲実績と、静岡県第12次鳥獣保護事業計画(平成29年4月)の内容を踏まえ、被害実態にあわせた適正な捕獲を実施する。					
※直近5年間の有害捕獲実績					単位：頭
	H26	H27	H28	H29	H30
ニホンジカ	102	90	82	99	76
イノシシ	5	17	7	25	60
ニホンザル	2	3	1	0	1

ハクビシン	1	4	21	5	8
-------	---	---	----	---	---

① ニホンジカ
過去5年間の捕獲実績の平均値（89.8頭）の1.5倍程度の頭数とし、概ね年130頭を目標とする。

② イノシシ
平成26～28年度の捕獲実績の平均値（9.7頭）の1.5倍程度の頭数を目標としていたが、平成29年度以降の捕獲実績が増加傾向にあるため、令和元～令和2年度においては平成28～30年度の捕獲実績の平均値（30.7頭）の1.5倍程度の頭数とし、概ね年50頭を目標とする。

③ ニホンザル
行動範囲が広く捕獲が難しい獣種であるが、追い払い活動を含め実施し、過去の捕獲実績に基づき、年3～4頭を捕獲目標とする。

④ ハクビシン
過去の捕獲実績に基づき、年5～10頭を捕獲目標とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ニホンジカ	130	130	130
イノシシ	15	50	50
ニホンザル	4	4	4
ハクビシン	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
野生鳥獣の捕獲については、裾野市猟友会の協力の下、有害捕獲及び狩猟により被害防止や個体数調整に取り組む。
ニホンジカについては、静岡県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第4期）に基づく管理捕獲も計画されていることから、周辺市町及び関係機関と連携することで効率的な捕獲による目標達成に努めることとする。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
裾野市鳥獣被害対策実施隊では、ライフル銃による捕獲活動を行わない。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その

必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
裾野市全域	対象鳥獣については権限委譲済みである

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン	農家の自衛のための防護柵設置費用の一部を補助する。 (電気柵等：目標延長3,000m)	農家の自衛のための防護柵設置費用の一部を補助する。 (電気柵等：目標延長3,000m)	農家の自衛のための防護柵設置費用の一部を補助する。 (電気柵等：目標延長3,000m)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H30	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン	鳥獣被害対策実施隊による現地調査と裾野市猟友会によるパトロール、山側への追い払いを兼ねた駆除活動の継続
R1	同上	同上
R2	同上	同上

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

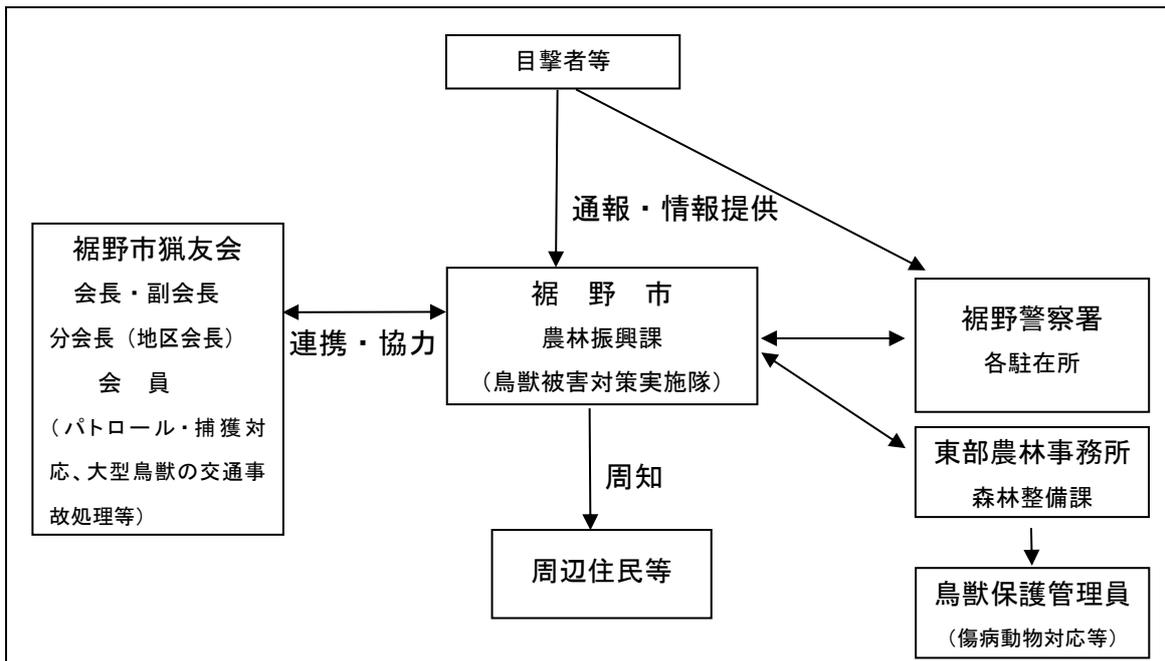
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
裾野市 (農林振興課)	関係機関への連絡、市広報無線等を活用し住民への周知に努めるとともに、鳥獣被害対策実施隊員と裾野市猟友会等と協力して警戒に当たる。
裾野市猟友会	緊急時における連絡網を整備しておき、市とともに休日・夜間にも対応できる体制を整えておく。 市の要請に応じ、協力して被害拡大防止のためのパトロール、追い払い、捕獲活動に当たる。
裾野警察署	交通事故による道路上の死亡鳥獣への対処方法及び緊急時の連絡体制について、あらかじめ市と確認しておく。 市から要請があった場合は適切な指示を行うとともに、協力して被害の拡大防止及び安全確保に努める。
東部農林事務所 (森林整備課)	緊急時等、市で対処が難しく支援を求められた場合に、対処法や手続面での支援・指導を行うとともに、関係機関と調整しながら協力して問題解決に当たる。
裾野市鳥獣被害対策実施隊	捕獲活動の事前調査、箱わなによる捕獲、猟友会への捕獲要請、地区での講習会・勉強会の開催、担い手育成、緊急出動(サル・クマ)、パトロール等を行う。

※ 通常時の連絡体制が基本になっているが、当市では、過去に噛み付きザル被害に対応するため「裾野市野猿危機管理対策本部」を設置した経験があり、これらを参考にしながら、緊急時や被害・危険性が深刻な場合の危機管理体制については更に検討していくこととする。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、自家消費もしくは埋設、焼却処分としているが、目標頭数分は現状のままで十分対応できる。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

市内は銃による捕獲がほとんどで、その大部分は部位が傷ついてしまい、また、一定の捕獲数も見込めないため、食品としての利用が難しい。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備した場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等をしての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	裾野市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
裾野市（農林振興課）	事務局を担当し、構成団体間の連携・情報の共有化を図る。
南駿農業協同組合（北部地区営農経済センター）	被害情報の収集・農業者への被害防止対策等の技術指導を行う。

裾野市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲等の実施を行う。
静岡県鳥獣保護管理員(裾野市域担当)	鳥獣被害調査・捕獲に関する助言・傷病鳥獣の保護及び管理
静岡県東部農林事務所	有害鳥獣関連情報・被害時防止技術・鳥獣特措法関連情報の提供を行う。
裾野市農業委員会	情報提供と被害防止対策への協力
裾野市森林組合	情報提供と被害防止対策への協力

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県森林・林業研究センター	東部～富士山南麓地域に生息する野生鳥獣の特徴や生息状況、対応策について、必要に応じ助言・指導を受ける。
静岡森林管理署	必要に応じ、国有林内における鳥獣被害及び林業被害に関する情報提供等を受ける。
富士山麓鳥獣被害対策会議 (裾野市、富士市、富士宮市、御殿場市、小山町、長泉町)	富士山南麓地域におけるニホンジカ対策への連携・情報交換等
東部地域有害鳥獣被害対策連絡会	東部地域における鳥獣害対策への連携・情報交換等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成29年4月1日に裾野市鳥獣被害対策実施隊を設置。猟友会員から選ばれた隊員(11人)と裾野市職員(3人)で構成する。</p> <p>活動内容は、捕獲活動の事前調査、銃の使用が困難な場所での箱わなによる捕獲、地区での講習会・勉強会の開催、担い手育成、緊急出動(サル・クマ)、パトロール等、鳥獣被害防止対策に関わることを行う。</p> <p>なお、銃による捕獲が必要な場合は、鳥獣被害対策実施隊から猟友会に対して捕獲要請を行う。</p>
--

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期

等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣市町の被害対策協議会とも情報を共有し、連携できる体制を目指す。ニホンジカの捕獲については、静岡県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）（第4期）に基づき、県及び隣接市町等と連携しながら被害防止に努める。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

出前講座による担当職員派遣や裾野市鳥獣被害対策実施隊等を活用した研修会・勉強会等を企画する。防護柵及びわな購入に関し、各種補助事業を活用し捕獲推進を図る。防護柵の設置、未収穫野菜の残さや放任果樹の除去、草刈による緩衝帯確保等、住民が主体となった鳥獣被害対策が実施できるようアプローチしていく。

また、県内で不適切な電気柵の設置による感電事故が発生した事案を受け、安全確認のための正しい知識の普及や注意喚起等を関係機関と連携して行う。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。